

## 5 火災廃棄物の処理

お問い合わせ 戸塚環境センター 048-295-0131

- 火災により残材等を処理する方は、搬入を希望する日の前日までに戸塚環境センター西棟1階事務所にて手続きを済ませてください。申請は、ご本人のみの申請となります。ただし、ご本人がお亡くなりになった場合や、入院、施設入所中等で申請ができない場合に限り近親者の申請も可能です。(その場合でも近親者以外は不可)

申請にあたり持参していただくもの

- ・印かん
- ・罹災証明書(原本)……証明書の発行方法は、この冊子の8ページをご覧ください。

### ○ 手続方法

- ・「廃棄物処理手数料減免申請書」に所定の事項を記入・押印していただきます。  
また、「火災残材等の廃棄物処理依頼書」にも所定の事項を記入し、申請してください。  
「廃棄物処理手数料減免申請書」、「火災残材等の廃棄物処理依頼書」は事務所に用意してあります。

### ○ 火災残材を運ぶ前に、次のことを必ず守ってください。

- 1 火災が鎮火してから48時間(丸2日)を経過していないと搬入できません。
- 2 残材として搬入できるものは、以下のとおりです。
  - ・焼け残った家具類(タンス等は壊さずそのまま搬入してください。解体した場合は全て40cm以下に切断してください。)
  - ・衣類、ふとん類
  - ・たたみ(4分の1以下に分割(切断)してください)
  - ・柱、板、木くず(必ず40cm以下に切断してください。それ以上の長さのものは搬入できません。)
  - ・電化製品などで焼却または破砕処理できるもの

- ☆ 通常では搬入禁止ですが、家庭火災によるものに関し、家電リサイクル法の指定品目(冷蔵庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)を受け入れます。申請の際に台数等を申し出てください。

### ※ 戸塚環境センターに搬入ができないもの

- ・機械類及び焼却灰、かわら、ガラ、カベ土、コンクリート、残土、石、断熱材、モルタル、土砂等の埋立処分するもの等

処分については、民間の廃棄物処理業者にご依頼ください。

- 3 火災の残材等は種類別(燃えるごみと粗大ごみ)に分けて車に積んでください。ごみの種類により降ろす場所が違うためです(例、衣類など燃えるごみと家電製品や家具類などの粗大ごみとに分ける)。分別を徹底し、混載しないでください。  
混載と認められる積載については、搬入を禁止します。  
また、冷蔵庫搬入の際は、庫内の食物等を事前に捨て、中を空にして積んでください。
- 4 台貫(ごみ搬入受付)に行く前に、必ず事務所に立ち寄り、搬入物の事前検査を受けてください。
- 5 焼却ピットでの残材の投入は機械等ではなく搬入者ご自身で行ってください。  
また、アームロール車、ダンプカーによる焼却ピットでのダンプ行為は原則禁止です。  
これは、火災残材の積載物の中に搬入禁止物があった場合、焼却炉の故障に繋がりがねない為です。
- 6 トラック等の積載にあたっては、積載物の落下防止、焼却ピットでのごみ投入時の危険防止のため、必要以上に高くなるような積載はしないでください。  
また、受付時に搬入物の確認をするうえでも余裕をもった積載にご協力ください。
- 7 台貫受付の時間は次のとおりです。  
平日:午前9時から午前11時30分まで  
午後1時から午後4時まで  
土、日、祝日は受付できません。
- 8 処理手数料の減額は次のとおりです。  
ア 工場、事業所、店舗等の火災残材(住宅部分を除く)……………5割減額  
イ 一般家庭等の火災残材(住宅部分)……………免除
- 9 搬入が全て完了した時は、事務所と台貫に、その旨を必ず申し出てください。

戸塚環境センター  
住所 川口市大字藤兵衛新田290番地